

(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (愛知県区間)

環境影響評価方法書

令和6年7月

愛 知 県

— 目 次 —

第1章 都市計画対象道路事業の名称	1- 1
第2章 都市計画決定権者の名称	2- 1
第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）	3- 1
第1節 都市計画対象道路事業の目的	3- 1
第2節 都市計画対象道路事業の内容	3- 1
2.1 都市計画対象道路事業の種類	3- 1
2.2 都市計画対象道路事業実施区域の位置	3- 1
2.3 都市計画対象道路事業の規模	3- 4
2.4 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数	3- 4
2.5 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度	3- 4
2.6 その他の都市計画対象道路事業の内容	3- 4
第3節 その他の都市計画対象道路事業に関する事項	3- 8
3.1 都市計画対象道路事業の経緯	3- 8
3.2 計画段階環境配慮書以降方法書までの検討の経緯	3- 22
第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）	4-1- 1
第1節 自然的状況	4-1- 3
1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	4-1- 3
1.2 水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況	4-1-29
1.3 土壌及び地盤の状況	4-1-65
1.4 地形及び地質の状況	4-1-72
1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	4-1-78
1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	4-1-127
1.7 一般環境中の放射性物質の状況	4-1-142
第2節 社会的状況	4-2- 1
2.1 人口及び産業の状況	4-2- 1
2.2 土地利用の状況	4-2- 2
2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	4-2- 8
2.4 交通の状況	4-2-14
2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	4-2-21
2.6 下水道の整備の状況	4-2-40
2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	4-2-43
2.8 その他の状況	4-2-157

第 5 章	計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果	5-1
第 6 章	計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解	6-1
第 7 章	計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解	7-1
第 1 節	計画段階環境配慮書の案についての一般の保全の見地からの意見と事業予定者の見解	7-1
第 2 節	関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解.....	7-5
第 8 章	都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法8-1	
第 1 節	専門家等による技術的助言	8-1
第 2 節	環境影響評価の項目	8-3
第 3 節	環境影響評価の調査、予測及び評価の手法	8-3

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものです。

- ・測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 6JHf 69
- ・本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

本方法書は、環境影響評価法第 38 条の 6 の規定により、都市計画決定権者が対象事業に係る事業予定者に代わるものとして、対象事業に係る施設に関する都市計画の決定と併せて手続きを行うため、同第 46 条第 1 項の規定により、事業予定者から資料の提供を受け、作成したものです。

第1章 都市計画対象道路事業の名称

(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (愛知県区間)

第2章 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者の名称 : 愛知県

代表者の氏名 : 愛知県知事 大村 秀章

住 所 : 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号